

二運動時間ヲ其ツルコト
、各事項ハ容認シ難シ

三爭議解雇者全部復職ノ件ハ適當ノ時期ニ適當ナルモノヲ再
採用ス

四三十七人五分ヲ本給トスルコトハ三十六人以上ハ支給セム
但シ己ハヲ得ヤル場合ハ皆合テ支給ス

六二十週年紀念祭休暇券三枚支給ハ適日回答（休暇券一枚支
給）ノ通ナリ ト回答ヲ其ツルヤ、木下代表ヨリ

前叙第六項目ノ休暇券一枚ハ公傷及病氣欠勤者ニモ交付ス
ルモノナルヤ否ヤト質シタルコト

係長 紀念日五日間、内一日以上出勤者ニ対シ支給シ全部
欠勤セル者ニ対シテハ交付セサルモノナリト回答スルヤ代
表ヨリ執拗ニ之ヲ主張継続、上今ニ時四十分辭去セリ

三電力支部斗争委員会開催状況

五月廿二日午後七時ヨリ本部ニ於テ開催十二名出席中風唯男
議長トナリ前記市電氣局ノ回答ニ対シテ報告協議ニ入リタリ
要求書回答ニ対スル対策

木下ヨリ前記ノ通り答ト拒絶セラレタル回答状況ヲ報告
今後全部獲得ノ為勇敢ナル斗争ヲ為スノ必要アリト力説
一先ツ各職場ニ於ケル態度ヲ報告セシム

三完坂二十三日ヨリ指令通実行
張谷、御成門二十三日ヨリ實行

芝、下谷、石川二十一日ヨリ實行中

水沼、霞町、品川態度未決

又次ニ職場会議ノ状況報

五月廿日 山手方面合同職場会議ヲ霞町ニ於テ開催規約
ヲ作成月一回今後職場会議ヲ開催スルコト 斗争委員ノ
地区的斗争委員会ヲ持ツコト 他班トノ連絡ヲ密ニスル